

休日等に関する規程

令和8年4月1日

年間休日

117日（令和7年度実績）

有給休暇 ※時間給制職員（フルタイム以外）は応相談

10日～（雇用6か月後より法定通り支給）

※1時間単位での取得可能

特別休暇

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 施設職員本人が結婚したとき | 5日間 |
| (2) 妻が出産したとき 分娩当日から | 3日間 |
| (3) 父母、配偶者または子が死亡したとき | 7日間 |
| (4) 配偶者の父母が死亡したとき | 4日間 |
| (5) 祖父母が死亡したとき | 2日間 |
| (6) 年始（1月2日～1月3日） | 2日間 |
| (7) 褒美休暇 | 賞罰規程に定める日 |

子の看護等休暇

1人あたり5日（有給 ※一部例外あり）

介護休暇

1人あたり5日（有給）

定年

満65歳